

きずな苑利用者負担金

平成3年7月1日以降の入所者より適用

平成17年4月1日適用

対象収入による階層区分		本人からの事務費 徴収額(月額)	生活費 (月額)	合計
1	1,500,000円以下	10,000円	52,780円	62,780円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円	52,780円	65,780円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円	52,780円	68,780円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円	52,780円	71,780円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円	52,780円	74,780円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円	52,780円	77,780円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円	52,780円	82,780円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円	52,780円	87,780円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円	52,780円	92,780円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円	52,780円	97,780円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円	52,780円	102,780円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円	52,780円	109,780円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円	52,780円	116,780円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円	52,780円	123,780円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円	52,780円	130,780円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円	52,780円	137,780円
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000円	52,780円	145,780円
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000円	52,780円	153,780円
19	3,200,001円～3,300,000円	108,900円	52,780円	161,680円
20	3,300,001円以上	108,900円	52,780円	161,680円

※その他

1. 冬期加算、月額2,070円(11～3月)
2. 規定量(15kw)を超える部分の電気料金

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念、収入として認定することができないものを除く。)から、租税・社会保険料・医療費などの必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合、100円未満は切捨てとする。